

令和 5 年度 第 1 回 医 療 政 策 研 修 会	資料 6
令 和 5 年 5 月 1 8 日	

医療の安全の確保について

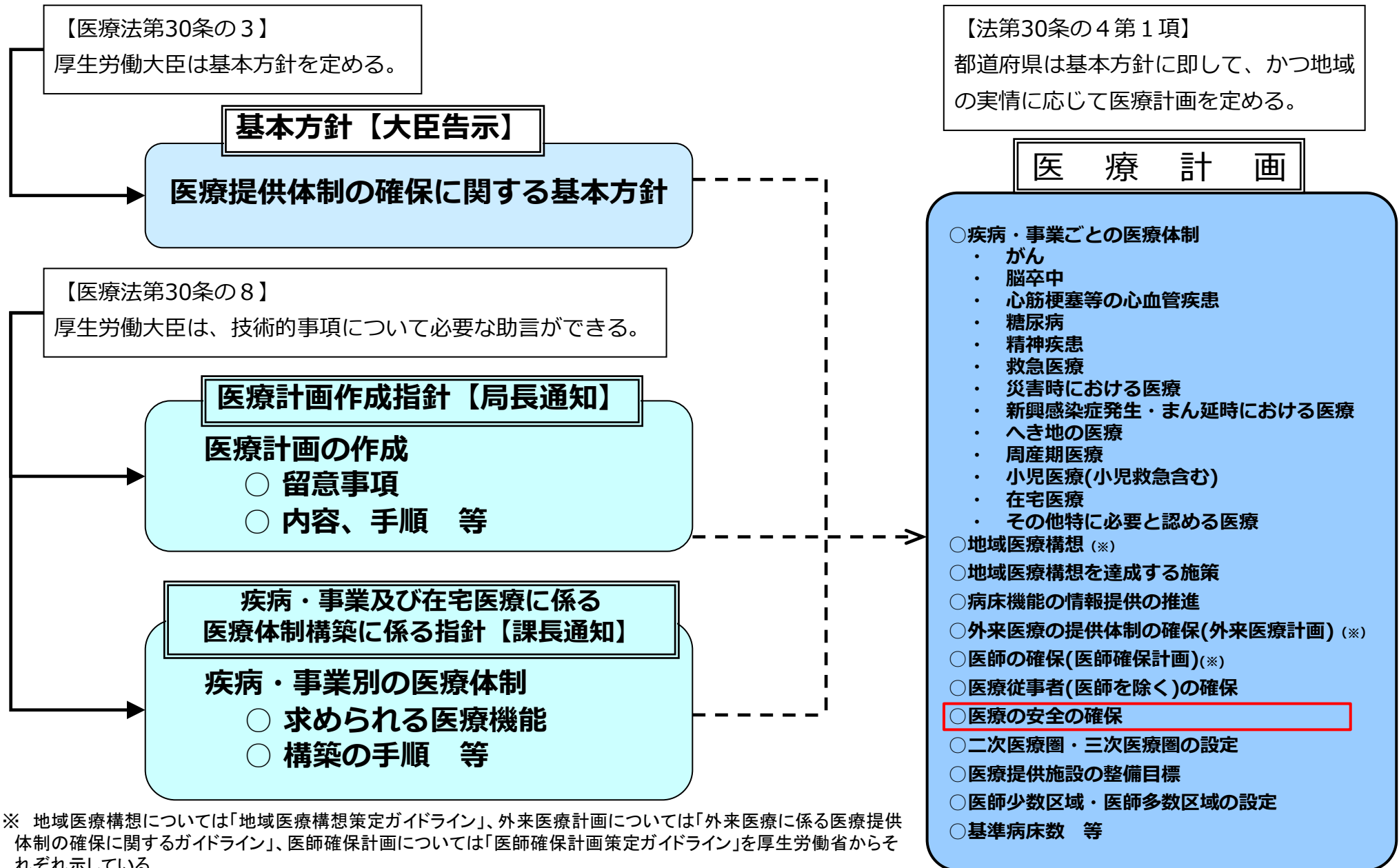
令和 5 年度 第 1 回 医 療 政 策 研 修 会

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療安全推進・医務指導室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医療計画の策定に係る指針等の全体像



これまでの医療安全施策と医療計画

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療安全推進総合対策～医療事故を未然に防止するために～ (医療安全対策検討会議 平成14年4月17日) (抄)

第1章 今後の医療安全対策

1-3 医療安全を確保するための関係者の責務等

医療安全を確保するためには、行政、医療機関、医療関係団体、教育機関や企業、さらに、医療に関係する全ての者が各々の役割に応じて医療安全対策に向けて積極的に取り組むことが必要である。

以下、国をはじめとする、関係者の責務や役割について本検討会議としての考えをまとめている。

(1) 国の責務

医療安全の確保は、医療政策における最も優先度の高い課題であり、関係者が一丸となって努力していかなければならないが、このための環境を整備することは国の責務である。

このため、国は、医療安全の推進に向けた短期及び中長期的な目標を明らかにするとともに、その達成に向けて関係者の取組を調整し、必要な基盤整備を行わなければならない。

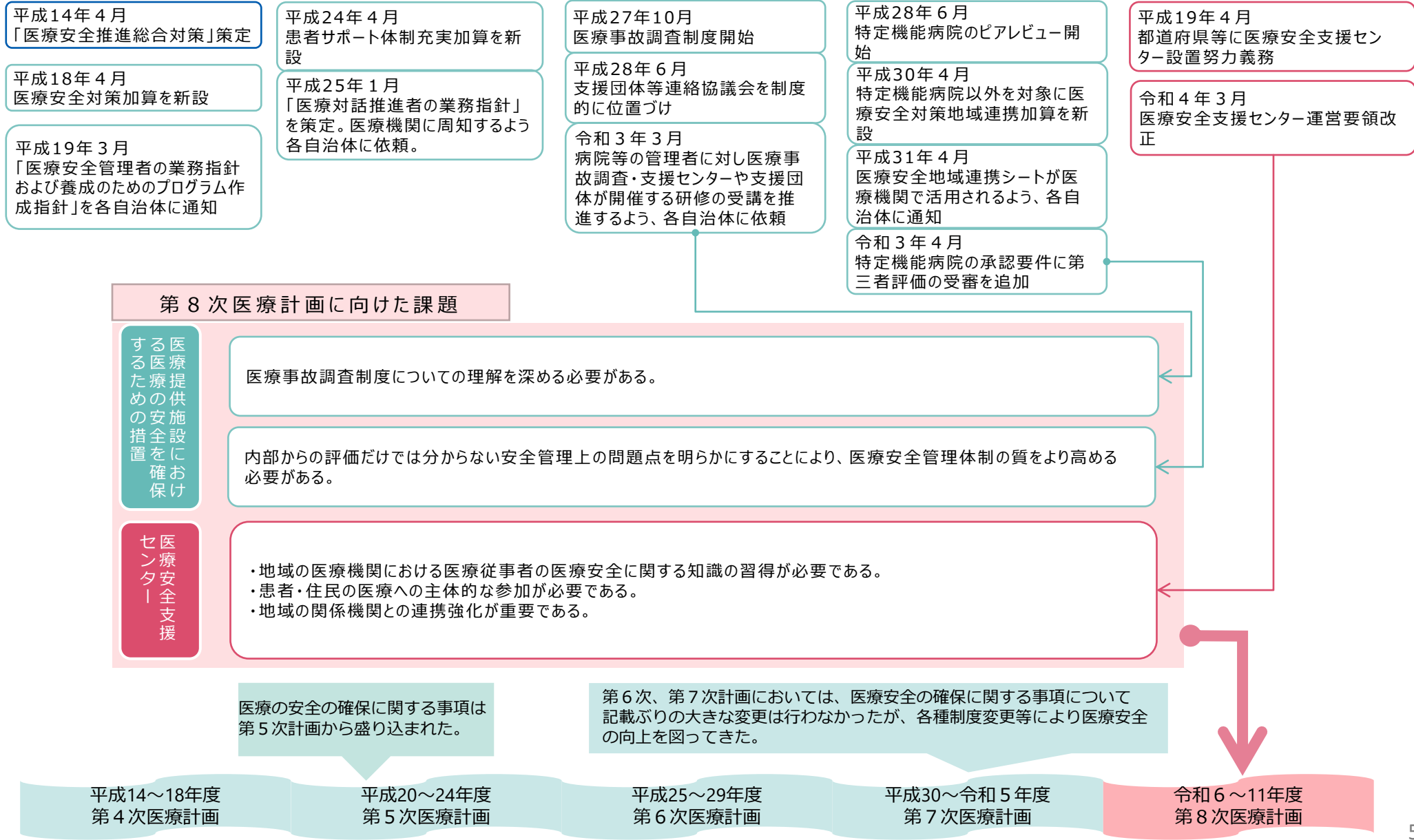
例えば、国民や社会の期待、医療安全の実態を常に把握し、医療安全に関する知見や諸外国における動向等について調査し、医療安全対策の基本的指針や基準、必要な社会的規制の策定、資源の効果的な配分等、必要な施策の立案と評価を行うとともに、適宜必要な見直しを行っていかなければならない。

(2) 地方自治体の責務

住民に身近な行政として、それぞれの地域において医療安全を確保するために地域の関係者とともに安全対策に取り組むことは、地方自治体の責務である。また、国の基本的指針・基準等を踏まえ、国や他の地方自治体等との調整を図りつつ、地域における医療の実態を把握した上で、医療機関に対して指導監督等を行う必要がある。

また、地域住民に対して保健所などを窓口とした教育、情報提供、相談業務などを実施するとともに、医療関係団体における取組の調整、指導、情報提供等を行う必要がある。

これまでの主な医療安全施策と医療計画



第8次医療計画に向けた課題

1) 医療提供施設における医療の安全を確保するための措置

医療提供施設における医療の安全を確保するための措置について

ポイント

現状

(1) 医療事故調査 制度の機能的 な運用

医療事故調査制度において、「医療事故」に該当するかどうかについては、病院等の管理者が組織として判断することとされている。また、病院等の管理者は医療事故が発生した場合、医療事故調査等支援団体に対し、医療事故調査を行うために必要な支援を求めることとされている。支援団体が組織した支援団体等連絡協議会は中央組織として1カ所、地方組織として都道府県毎に設置されており、医療事故調査・支援センターは支援団体等連絡協議会と連携し、医療事故調査に係る研修を実施することとしている。

医療事故調査制度の研修の1つとして医療事故調査・支援センターが実施している「医療事故調査制度管理者・実務者セミナー」の受講者数を見ると、制度創設当初の平成27年度は計1,847名であったが、近年は600名前後で推移している。また、実際に医療事故に該当するか否かの判断を行う管理者の出席は全体の1割前後に留まっている。この状況から令和2年12月に医療事故調査・支援センターから「医療事故調査制度の普及・定着」に関する要望が出され、病院等の管理者が医療事故調査制度の運用において主たる役割を担っているが、医療事故調査制度に係る研修会への出席が少ないことから、当該研修への管理者の出席を誘導する方策の検討について要望されている。

これを受け、令和3年3月、各自治体宛てに、医療事故調査・支援センターや支援団体が開催する研修の受講を推進するよう事務連絡を発出するとともに、令和3年7月に発出した「令和3年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について」（令和3年7月29日付け医政発0729第23号厚生労働省医政局長通知）においても、「医療事故調査制度に係る研修への医療機関の管理者の参加状況の確認を行う」こととし、病院等の管理者の医療事故調査制度に関する正確な知識や理解を促進しているところ。

医療提供施設における医療の安全を確保するための措置について

ポイント

現状

(2) 外部からの評価による医療安全の推進

- 平成14年に策定された「医療安全推進総合対策」において、医療機関における医療安全の取組への第三者による客観的な評価は、医療安全の向上にあたって有効であると言及されている。
- 特定機能病院については、群馬大学医学部附属病院において発生した、腹腔鏡を用いた肝臓の手術を受けた患者8名が死亡した事案や、東京女子医科大学病院において発生した、小児の集中治療において人工呼吸中の鎮静に使用することは禁忌とされているプロポフォールを継続投与された児が死亡した事案といった、大学附属病院等における医療安全に関する重大事案が相次いで発生したことを踏まえ、医師・看護師等のスタッフがお互いの病院に立入を行い、医療安全の改善のためのアドバイスをを行う取組、いわゆるピアレビューを実施することが義務づけられているとともに、第三者評価(※)を受審し、指摘事項に対応するよう努めるとともに、対応状況について公表することが特定機能病院の承認要件となっている。(※)日本医療機能評価機構、JCI、ISOによる
- 特定機能病院以外の医療機関においても、外部評価を受けることにより安全管理上の問題点を明らかにすることは有効であることから、平成30年に医療安全対策地域連携加算が新設され、医療機関相互の評価が算定要件の1つとなっている。
- 例えば、独立行政法人労働者健康安全機構(JOHAS)では、近隣の会員病院同士2~3病院でグループを作り相互評価を実施している。相互評価を実施する病院の医療安全管理者同士で相談して毎年相互評価のテーマを決定し、相互評価を実施している。相互評価により、自院のみでは予測していなかった指摘を受け、病院内での改善活動に繋げており、機構の全国病院長会議や看護部長会議で改善事例の報告を行い、共有することにより医療安全対策の標準化を図っている。
- こうした近年の動向を踏まえ、他病院からの評価や第三者評価を受審することにより、更なる医療安全の向上を図っていくため、医療安全に関する外部評価について、作成指針へ追加することを検討する必要がある。

第 8 次医療計画に向けた課題

2) 医療安全支援センター

医療安全支援センターの現状

医療安全支援センター（以下「センター」という。）について、現行の医療計画作成指針においては、センターの設置率、相談職員の配置数、活動状況に関する情報提供の状況、医療安全推進協議会の設置状況が項目に位置づけられている。

さらに、センターにおいては、**（１）**センターの相談対応に関する質の向上、**（２）**センターによる相談対応以外の活動、**（３）**医療安全推進協議会の開催により、更なる医療の安全の向上を図っているところ。

ポイント	現状
（１） センターの相談対応に関する 質の向上	医療安全支援センター運営要領では、相談等へ適切に対応するため、相談職員等の職員に対して、カウンセリングに関する技能、医事法制や医療訴訟に関する知識、事例分析に関する技術等の習得に必要な研修を定期的に受講させることを求めている。 医療安全支援センター総合支援事業では、センターの職員を対象とした研修を令和3年度は計5回開催しており、センター1箇所あたりの当該研修の受講者は全国で平均して1.26人となっているが、令和3年度に1人も受講していない都道府県が複数あった。
（２） センターによる相談対応以外 の活動	医療安全支援センター運営要領では、住民への医療安全に関する普及啓発活動の実施を求めているところ、<u>全国の平均実施率は82.4%であるが、大半のセンターはホームページへの情報の掲載に留まっている。</u> また、医療法では、医療従事者を対象とした研修の実施を求めているが、<u>全国の平均実施率は27.1%に留まっている。</u>
（３） 医療安全推進協議会の開催	医療安全支援センター運営要領では、医療安全推進協議会の定期的な開催を求めているところであるが、<u>全国の平均実施率は27.4%に留まっている。</u>

第 8 次医療計画の見直しの内容 (医療の安全の確保関係)

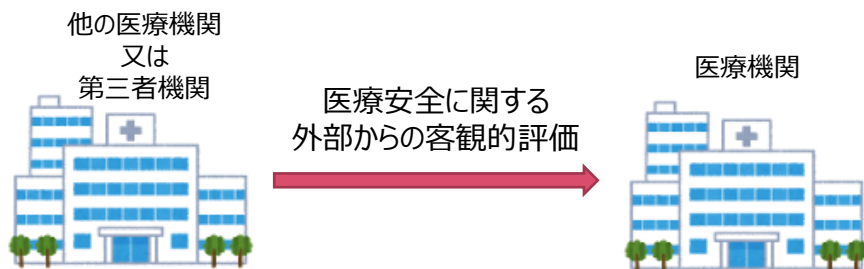
医療の安全の確保について（第8次医療計画の見直しのポイント）

概 要

- 医療事故調査制度運用の要である病院等の管理者に制度についての理解をより深めていただくため、研修の受講を推進する。
- 医療機関における医療安全の取組への客観的な評価により、更なる医療安全の向上を図る。
- 医療安全支援センターについて、相談対応の質の向上を図る観点から、相談職員の研修の受講を推進する。また、医療安全推進協議会の開催等により、地域の医療提供施設や医療関係団体と連携、協力して運営する体制の構築を推進する。

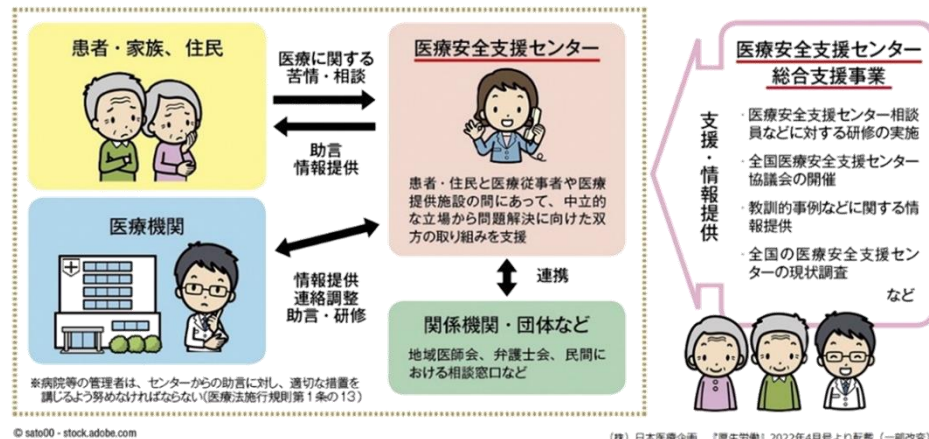
医療提供施設における医療の安全を確保するための措置

- 医療提供施設における医療の安全を確保するための措置に係る現状及び目標として、病院等の管理者に医療事故調査制度についての理解を促す観点から研修の受講割合を盛り込むとともに、病院における医療安全の取組への客観的な評価により、当該取組を推進していくため、他の病院から医療安全対策に関して評価を受けている又は第三者評価を受審している病院数の割合を新たに項目へ盛り込む。



医療安全支援センター

- 医療安全に関する情報提供、研修等求められる業務に即した項目を盛り込むとともに、相談対応の質の向上を図る観点から、研修を受講した相談職員数の割合を追加する。また、医療安全推進協議会については、その開催状況についても把握する。



第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

七 医療の安全の確保

都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療事故（法第六条の十第一項に規定する医療事故をいう。）が発生した場合の対応に関する取組等を含む医療提供施設が講じている医療の安全を確保するための取組の状況を把握し、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発等に関し、必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。また、医療安全支援センターを設置し、住民の身近な地域において、患者又はその家族等からの医療に関する苦情又は相談に対応し、必要に応じて当該医療提供施設に対して、必要な助言を行う等の体制を構築するよう努めることが重要である。

改正後の「医療計画作成指針」（医療の安全の確保関係）

【令和5年3月31日医政発第0331第16号医政局長通知】

第3 医療計画の内容

8 医療の安全の確保

医療提供施設及び医療安全支援センターの現状及び目標について、(1)及び(2)により記載する。

(略)

(1) 医療提供施設における医療の安全を確保するための措置に関する現状及び目標

- ① 病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所ごとの総数に対する医療安全管理者を配置している医療施設数の割合
- ② 病院の総数に対する専従又は専任の医療安全管理者を配置している病院数の割合
- ③ 病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所ごとの総数に対する医療安全に関する相談窓口を設置している医療施設数の割合
- ④ 病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所ごとの総数に対する、医療事故調査制度に関する研修（医療事故調査・支援センター又は支援団体等連絡協議会が開催するもの（委託して行うものを含む。）に限る）を管理者が受講した医療施設数の割合
- ⑤ 病院の総数に対する他の病院から医療安全対策に関して評価を受けている又は第三者評価（公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価、Joint Commission Internationalが実施するJCI認証による評価及びISO規格に基づくISO 9001認証による評価に限る）を受審している病院数の割合

(2) 医療安全支援センターの現状及び目標

記載に当たっては、「医療安全支援センターの実施について」（平成19年3月30日付け医政発第0330036号厚生労働省医政局長通知）を参考に、次の事項について記載すること。

- ① 二次医療圏の総数に対する医療安全支援センターを設置している二次医療圏数の割合
- ② 相談職員（常勤換算）の配置数
- ③ 相談職員の総数に対する、医療安全支援センター総合支援事業が実施する研修を受講した相談職員数の割合
- ④ ホームページ、広報等による都道府県、二次医療圏及び保健所設置市又は特別区における医療安全支援センターの活動状況に関する情報提供の状況
- ⑤ 都道府県、二次医療圏、保健所設置市及び特別区における、医療従事者に対し医療安全に関する研修を実施している医療安全支援センターの割合
- ⑥ 都道府県、二次医療圏、保健所設置市及び特別区における、患者・住民に対する医療安全推進のための意識啓発活動の実施状況
- ⑦ 都道府県、二次医療圏、保健所設置市及び特別区における医療安全推進協議会の設置・開催状況

参考資料

医療事故調査制度に関する研修について

医療事故調査・支援センターが実施するもの

● 医療事故調査制度「管理者・実務者セミナー」

- ・ 医療にあたっての知識および技能の習得に加え、医療事故調査制度を牽引する各医療機関の管理者および医療安全担当者等の実務者を養成する。
- ・ 令和5年度の実施時期は未定（令和4年度は12月～3月にe-learning、2月に参加型Web研修を実施）

● 医療事故調査制度研修会

- ・ 医療事故調査制度の対応について、歯科の特殊性をふまえ、医科との連携の在り方、院内調査の支援と報告書作成など、全国の歯科医療機関に携わる人材を育成する。
- ・ 令和5年度の実施時期は未定（令和4年度は1月下旬にWeb形式で実施）

● 医療事故調査・支援センター主催研修

- ・ 中小規模の医療機関における事故報告や院内調査の実際、ならびに地域における医療機関の連携や支援の実際を踏まえ、医療事故調査を円滑に実施するための方策について共有する。
- ・ 令和5年度の実施時期は未定（令和4年度は12月上旬にWeb形式で実施し、2月末までオンデマンド配信）

令和5年度からは、厚生労働省から各自治体の衛生主管部（局）宛にも医療機関への周知依頼を行う予定ですので、管下の医療機関への情報提供にご協力いただきますようお願いいたします。

医療事故調査支援団体等連絡協議会が実施するもの

- 地方協議会（各都道府県医師会）において実施。

医療安全地域連携シートについて

- 医療安全対策に関する他の医療機関からの評価については、「医療安全地域連携シートについて」（医政安発0412第1号平成31年4月12日付け厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長通知）において、医療安全地域連携シートの活用方法を紹介しているので、参考としていただきたい。

医政安発 0412 第 1 号
平成 31 年 4 月 12 日

各 〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長
（ 公 印 省 略 ）

医療安全地域連携シートについて

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

日常の医療安全の管理業務として、組織が自らの活動を内部評価することや、第三者機関等の外部評価を受けることにより、安全管理上の問題点を明らかにすることは、有効であるとされているところです。

これまで一部の医療機関において、連携する医療機関等で医療安全対策等の相互評価の取組が実施されてまいりました。また、平成 30 年度診療報酬改定において、医療安全に関する医療機関の連携に対する評価として「医療安全対策地域連携加算」が新設されたところです。

今般、平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「医療安全における医療機関の連携による評価に関する研究」において、別添のとおり「医療安全地域連携シート」を取りまとめました。別添別紙の「「医療安全地域連携シート」活用実践ガイド」と併せて貴管下医療機関等において必要に応じて御活用いただきますよう、周知方お願いいたします。

なお、上記の「医療安全における医療機関の連携による評価に関する研究」の研究報告書については、厚生労働省のホームページ（URL <https://nhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201806001A>）に掲載されていますことを申し添えます。

各自治体における医療安全支援センターに関する取組例

(1) センター内の相談職員への研修（東京都）

- 東京都医療安全支援センターでは、相談職員12名を配置（交代で各営業日3～4名で相談に対応）
- 令和3年度は延べ13人の相談職員が医療安全支援センター総合支援事業が実施した研修を受講

研修受講を促進するための具体的な取組

- ・研修案内を周知する。
- ・オンデマンド配信の場合は、相談電話の着信や来庁面接がないタイミングに、同日に勤務している相談員の了解を得られれば、うち1名は勤務時間中に受講可とする（相談員同士でお互いに調整するようにする）。
- ・研修資料がある場合は資料提供する。
- ・常勤職員も受講し、日常的な会話の中で、受講して新たに知った点や感想を相談員へ共有し、受講を勧める雰囲気にする。受講した相談員からも、同様に共有してもらったり、相談員同士で勧めてもらったりする。
- ・都内の保健所に設置している相談窓口には、総合支援事業からの研修案内メールを「医療安全課が主催する研修ではテーマとして取り上げないものであるため、受講して業務の参考にしていただきたい」旨を追記して転送する。

- 都内の他のセンター職員を対象に、相談対応に関する研修会を開催

研修会を開催するための具体的な取組

- ・テーマと講師設定は、社会情勢や相談窓口の実際の対応の動向を踏まえ、実施予定日の2か月前を目安に決める。
- ・年3回実施しているが、受講者に毎回、受講後アンケートを実施し、次回以降の企画の参考にしている。アンケート項目は、今後の業務に参考になる具体的な内容、今後の研修会で希望するテーマや講師。
- ・総合支援事業が実施する研修や、過去の研修内容、他の保健所で実施される研修内容を確認し、テーマや講師が重複しないように企画する。
- ・講師と打合せの際に、医療安全支援センター「患者の声相談窓口」の基本姿勢や、日常の相談対応で困っていることを具体的に説明し、理解を少しでもいただいてから、講演内容の作成をお願いする。（一般的なことなく、相談窓口の主旨にそった内容をお願いする）
- ・事前に講師への質問事項を募って講師へ提供し、その内容を踏まえて講演内容を作成していただく。
- ・オンデマンド配信の場合は、勤務日数が少ない相談員も受講機会を確保できるよう、配信期間を1～2か月とる。また、要望に応じて、再配信する。
- ・受講対象者は、保健所で相談対応に携わる常勤職員や会計年度任用職員に加え、相談窓口の委託業者や派遣会社職員も可とする。



各自治体における医療安全支援センターに関する取組例

(2) センターによる相談対応以外の活動（松本市）

- 松本市内の盛んな公民館の活動の機会を活用
- 市民からの要望に応じて、センターの相談員が「医者にかかる10箇条」を紹介
- 令和3年度は計7箇所の公民館で実施

(3) 医療安全推進協議会の開催（横浜市）

- 年間1～3回の頻度で協議会を開催
 - 希望者は傍聴が可能で、議事録や資料もホームページ等で公開される。
 - センターの実施した事業の振り返り、翌年度の事業計画の検討、寄せられた相談に関する事例検討が行われている。
- 横浜市HP：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/anzenshien/iryoanzen/kyougikai.html>

医者にかかる10箇条

あなたが“いのちの主人公・からだの責任者”

1 伝えたいことはメモして準備

いつから、どこに、どんな症状があるのか。
今までにどんな病気にかかったか、どんな薬を飲んでいるのか・・・など
準備があればお医者さんの前でもきちんと話ができます。

2 対話の始まりはあいさつから

まず、あいさつをしましょう。お互いの理解の始まりです。

3 よりよい関係づくりはあなたにも責任が

お医者さんと患者さんのよい関係はよい治療につながります。
求めるだけではなく、お互いに努力しあい、よい関係を作りましょう。

4 自覚症状と病歴はあなたの伝える大切な情報

正確な診断・治療のためにはきちんと情報を伝えることが大事です。

5 これからの見通しを聞きましょう

これからどうなっていくのか、どんな治療をするのか聞きましょう。

6 その後の変化も伝える努力を

治療による症状の変化をお医者さんに伝えましょう。
よくなったことも大事な情報です。

7 大事なことはメモを取って確認

お医者さんの話はきちんとメモしましょう。その時はわかったつもりでも家に帰ったら忘れてしまうこともあります。

8 納得できないときは何度でも質問を

納得できるまで、お医者さんに説明してもらいましょう。

9 医療にも不確実なことや限界がある

病気は完全に治ってほしいと思いますが、医療には限界があります。

10 治療方法を決めるのはあなたです

お医者さんに治療の効果や危険性もよく相談しながら、協力して治療法を決めましょう。

各項目名は認定NPO法人「ささえあい医療人権センターCOML（コムル）」より出典

松本市保健所 医療安全支援センター 0263-40-0800

協賛

一般社団法人 松本市医師会
一般社団法人 松本薬剤師会

一般社団法人 松本市歯科医師会
公益社団法人 長野県看護協会

医療安全支援センター総合支援事業が実施する研修

● 初任者研修

- ・ 医療安全支援センター職員の初任者（概ね経験が1年未満）を対象に、苦情・相談に対応するために必要となる基礎知識とコミュニケーションスキルを習得することを目的に開催
- ・ 年3回（例年5月～6月） **（本年度は5/31,6/6,6/15に実施予定）**

● 実践研修

- ・ 苦情・相談の対応に必要な知識や情報の提供を目的としたオンデマンド型の研修
- ・ 年1回（令和4年度は12月中旬～3月末にかけて開催） **（本年度は9月から配信予定）**

● スキルアップ研修

- ・ 相談対応のスキル向上を目的としたオンデマンド型の研修
- ・ 年1回（令和4年度は5月初旬～3月末にかけて開催） **（本年度は5/22以降 配信予定）**

● 医療安全支援センター全国協議会

- ・ 医療安全支援センターの運営や相談支援活動の質向上につながる情報提供や情報交換の場を提供することを目的に開催
- ・ 年1回（例年1月～2月頃）

令和5年度からは、厚生労働省から各自治体の衛生主管部（局）宛にも周知を行う予定ですので、センター職員が研修を受講できるようご協力をお願いいたします。

データの把握方法について

医療提供施設における医療の安全を確保するための措置について

医療計画作成指針に記載している項目は、医療機能情報提供制度における医療機関の報告事項として追加することとし、所要の省令・告示改正を実施。

各都道府県においてシステム改修をしていただいた後、令和6年1～3月頃に医療機関からの報告が開始されると承知しているので、現状及び目標達成状況の把握の参考としていただくとともに、第8次医療計画策定後の毎年のフォローアップや中間報告の際にご活用いただきたい。

医療安全支援センターについて

医療安全支援センター総合支援事業では、全国の医療安全支援センターを対象に、「医療安全支援センターの運営の現状に関する調査」（相談件数や運営体制などについての調査）を実施しており、事業のホームページにおいて、年度ごとの調査結果を公表している（令和4年度実施分の調査結果は、令和5年3月に公表済み）。現状及び目標達成状況の把握の参考としていただきたい。

医療安全支援センター総合支援事業HP：<https://www.anzen-shien.jp/information/>